

## 生活保護法指定介護機関へのお知らせ

指定内容に変更等が生じた場合は、10日以内に届出を行うことが必要です。

	提出書類 届出を要する事項	指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	処分届
新規申請	新たに指定を受ける場合 ※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による 指定受けた介護機関はみなし指定となるため不要		○						
既に指定を受けている場合	介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合 (1) 事業所の名称、所在地の変更 (2) 開設者の名称、所在地の変更 (3) 開設者の代表者の役職、氏名の変更 (4) 管理者の変更			○					
	(1) 事業を廃止する場合 (2) 事業廃止を伴わないものの、介護保険事業所番号が 変わった場合 ※平成26年7月1日以降の日付で介護保険法による 指定受けた介護機関は不要				○				
	事業を休止する場合					○			
	休止した事業を再開する場合						○		
	生活保護法による指定を辞退する場合 (30日以上の予告期間が必要)							○	
	他法による処分を受けた場合								○

※上記以外の変更等については、お問い合わせください。